

京都市交通局管理規程 9-1 (京都市交通局広告取扱規程) の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 江草 哲史

第7条第4項中「(回数券広告を除く。)」を削り、同条第5項を削る。

第12条第2項中「(回数券広告にあっては冊数割)」を削る。

第14条を次のように改める。

(広告取次人)

第14条 管理者が必要があると認めるときは、第7条に規定する広告を掲出しようとする者の中から広告取次人を指定することができる。

別表第1号中

「

乗車券	回数券広告	1万冊	16,000
-----	-------	-----	--------

」

を削る。

附 則

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)